

でんき・ガスセット割

2026年5月12日実施

日本瓦斯株式会社

料金その他の供給条件の内容

でんき・ガスセット割

この供給条件は、当社の電気需給約款〔低圧〕または電気需給約款〔低圧〕（中部エリア）（以下「需給約款」といいます。）と合わせて適用されます。記載のない事項および用字用語については、需給約款の定めるところによります。

この供給条件と需給約款で異なる定めをした場合は、この供給条件の内容が需給約款に優先するものとします。

1 対象となるお客さま

お客さまは、当社が申込日において公開する需給約款及びこの供給条件を需給契約の内容とすることに同意したうえで、この供給条件に関する契約を申し込むものとし、2（契約の成立および契約期間）(1)の定めに従い需給契約が成立したときは、この供給条件も需給契約の内容になるものといたします。

なお、申込みには、当社と需給約款にもとづく需給契約を締結し、当社が指定する契約メニュー（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）が適用されていることが必要となります。

2 契約の成立および契約期間

(1) でんき・ガスセット割は、次の場合に成立いたします。

イ 需給約款にもとづく電気の需給契約を契約され、当社との協議が整ったとき

ロ 当社のでんきガ割でんき〔電灯単独〕にもとづく電気の需給契約を契約中のお客さまが、同一の需要場所において、当社とのガス小売契約または液化石油ガス販売契約を締結し、当社との協議が整ったとき

(2) 契約期間は、でんき・ガスセット割が成立した日から、でんき・ガスセット割が成立した際に現に契約している電気の需給契約の契約期間の終了日までといたします。

3 料金の適用開始

料金の適用開始日は、次によります。

イ 2 (契約の成立および契約期間) (1)イによる場合、でんき・ガスセット割が成立した際に現に契約している電気の需給契約による電気料金の適用開始日といたします。

ロ 2 (契約の成立および契約期間) (1)ロによる場合、原則としてガス契約日の翌月1日といたします。

4 料 金

(1) 当社は、需給約款にもとづく需給契約により算定された電気料金から(2)の割引額を差し引きます。ただし、差し引いた結果が負となる場合には、電気料金を0円といたします。

(2) でんき・ガスセット割引額

1 契約の割引額	契約メニュー
300.00 円	でガ割でんき 1 でガ割でんき 2 でガ割 007[アンペア契約] でガ割 007[k V A 契約] でガ割もふもふ 1 でガ割もふもふ 2 でガ割でんき[動力] でガ割でんき 1 (中部エリア) でガ割でんき 2 (中部エリア) でガ割 007[アンペア契約] (中部エリア) でガ割 007[k V A 契約] (中部エリア) でガ割もふもふ 1 (中部エリア)

	でガ割もふもふ2（中部エリア） でガ割でんき[動力]（中部エリア）
100.00 円	でガ割ライト1 でガ割ライト2

5 でんき・ガスセット割の消滅

- (1) 当社は、お客さまが1（対象となるお客さま）に該当する電気の需給契約を廃止しようとする場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日に、でんき・ガスセット割を廃止いたします。
- (2) 当社は、次の場合には、でんき・ガスセット割を解約することがあります。
- イ 1（対象となるお客さま）に定める条件を満たさなくなった場合
 - ロ 需給約款31（解約等）に準じて当該需給契約を解約する場合

6 供給条件の変更および廃止

- (1) 当社は、お客さまの利益に適合する場合またはこの供給条件の目的に反しない次の場合に、この供給条件を変更することがあります。この場合、変更後の料金その他の供給条件が適用されることをお客さまに承諾していただきます。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限られません。
- (変更例)
- イ セット割内容の変更・廃止
 - ロ 違法、不法行為または不当行為を防止するための禁止事項の追加または権利の制限
 - ハ サービスの品質を維持するための料金の変更
- (2) この供給条件を変更するときは、検針票または当社ホームページ等により本供給条件を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期等を周知するものとします。

- (3) 当社は、この供給条件を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ検針票または当社ホームページ等を通じて廃止日をお客さまにお知らせいたします。

7 そ の 他

その他の事項については、需給約款または当社が指定する契約メニューの供給条件に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、2026年5月12日から実施いたします。